イ　当該認定の申請に係る発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握を当該設備を用いた再生可能エネルギー電気の供給を開始する前から継続して行うことその他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずるものであること。

ロ　当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十三　前六号に掲げる基準のほか、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

十四・十五　［略］

2　法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）をいう。以下次号において同じ。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。

イ　［略］

［新設］

十三　前二号に掲げる基準のほか、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

十四・十五　［略］

2　法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）をいう。以下次号において同じ。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。

イ　［略］

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合にあっては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること（当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合を除く。）。

六～九　［略］

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第三項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該設備に係るバイオマス比率及び当該設備の出力に当該バイオマス比率を乗じて得た値（以下「バイオマス比率考慮後出力」という。）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一・二　［略］

三　認定発電設備の設置の場所の変更

四～十四　［略］

十五　認定発電設備が第三条第二十七号又は第二十八号に掲げるバイオマス発電設備であって落札者に係るものである場合にあっては、当該設備に係るバイオマス比率及びバイオマス比率考慮後出力の変更（当該設備に係る調達期間の起算日以後においては、第三号の変更に伴うものに限る。）

2　［略］

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合にあっては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること。

六～九　［略］

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第三項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

［新設］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一・二　［略］

［新設］

三～十三　［略］

［新設］

2　［略］